

# 島根県医師会館管理規則

(目的)

第1条 この規則は、島根県医師会定款第59条に基づき、適正な会館管理（敷地を含む）を行うことを目的とする。

(会館管理責任者)

第2条 会長の命を受け、会館（付帯設備を含む）を常時管理するため、事務局長を会館管理責任者と定める。  
なお、時間外の管理については、ALSOK山陰株式会社に委託して、これを行うものとする。

(職員の責務)

第3条 職員は、会館管理責任者の会館管理に関する必要な指示を誠実に守ると共に、会館の適正な保守管理について、積極的に努めるものとする。

(開館、閉館時刻)

第4条 会館の開館及び閉館時刻は、通常原則として次のとおりとする。

開 館 9時00分

閉 館 17時00分（月曜日から金曜日まで）

ただし、通常的时间以外の学術講演会、研修会、その他の会議開催時は除く。

(鍵の保管、使用)

第5条 会館の出入に使用する鍵は、会館管理責任者が保管するものとする。

ただし、会館管理責任者が認めた職員には保有させることができる。その場合、職員は受領した鍵を責任もって管理し、紛失または盗難されることがないようにその取扱いには十分注意をはらわなければならない。

(火気等の使用)

第6条 会館内において、通常の冷暖房装置以外の火気を伴う機械器具を設置或いは使用しようとする者は、予め会館管理責任者の承認を受けなければならない。

(駐車場の使用)

第7条 許可なくして、関係者以外の駐車は禁止する。

(その他)

第8条 その他、使用上必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。